

平成30年小樽市議会第1回定例会

市長提案説明

平成30年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、平成29年第4回定例会においてありました、私に対する再度の辞職勧告決議と平成28年度一般会計決算の不認定への対応について、報告させていただきます。

まず、辞職勧告決議につきましては、民意が市政に反映されるよう職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、この決議をもって、辞職はいたしません。

また、決算の不認定につきましては、不認定の理由で挙げられておりました事項のうち、交際費は、予算の範囲内での適切な執行に努めてまいりますが、仮に不足が生じる見込みとなった場合には、流用ではなく、補正予算などの措置を講じることといたします。また、高島漁港区の観光船事業につきましては、事業者から収受した使用料等が徴収の根拠のないものとなったことを踏まえ、事業者に返還する予定であります。このように、改善するものは改善し、今後は、市民の皆様、議員の皆様の疑義が生じることのないよう、適正な行財政運営に努めてまいります。

続きまして、新年度に向けた市政執行についての所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

私が多くの市民の皆様の負託を受け、市長に就任させていただいてから、早くも任期の最終年度を迎えることとなります。

就任以来、このまちで生活している人を大切にする政策を第一に考え、厳しい財政状況の中、職員とともに知恵を絞り、市民の皆様にお約束した政策の具体化に向けて全力で取り組んでまいりました。

本年は、任期の集大成として、公約をはじめとした、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」の実現に向けた取組を、できる限り実行に移していくことで、市民の皆様が未来に明るい希望を持てるよう、持てる力の全てを注ぎ込む決意を

新たにしているところであります。

さて、昨今の本市の情勢ですが、国土交通省の発表では、商業地の地価の対前年平均変動率が26年ぶりに上昇に転じ、昨年9月の小樽芸術村のグランドオープンや、外国人観光客を中心に宿泊客の増加が続く中で、新たな宿泊施設の「ホテル・トリフィート小樽運河」が4月に開業予定であること、そして、ウイングベイ小樽が再生に向けて動き出すなど、投資意欲の高まりが感じられております。

また、昨年、新日本海フェリーの新造船就航とダイヤ改正が行われて利便性が高まり、JR駅のバリアフリー化工事が、昨年完了した銭函駅に続き、南小樽駅で本年着工予定となっていることに加えて、いよいよ北海道横断自動車道余市・小樽間の開通も近づき、人や物の流れがより活発になることが期待されます。

更には、小樽協会病院において、分娩取扱が再開される運びとなり、近年の市立病院をはじめとした公的病院等の新築などとも相まって、素晴らしい医療環境が整いつつあると感じているところであり、医療関係の方とも協力しながら、子育て世代の方や高齢の方をはじめ、誰もが生涯にわたって安心して住み続けられる、健康長寿のまちとして歩んでいけるものと考えております。

このほか、小中学校における全国学力・学習状況調査では、近年、全国水準まで迫る結果となり、着実に教育力が高まっていることを感じるとともに、昨年は転出超過が縮小し、人口動態の改善への期待感も出てくるなど、小樽の再生を感じさせる明るい話題が相次いでおります。これらのことから、市の総力を挙げて、住みよいまちづくりやまちの活気を高める取組を行っていくことで、この流れを着実なものとし、ここに暮らす人にも、訪れる人にも魅力的なまちであり続けることができるものと期待しているところであります。

それでは、平成30年度の予算編成についての基本的な考え方を述べさせていただきます。

本市においては、人口減少の影響などにより、国が示しているような税収の増加が期待できないことに加え、実質的な地方交付税の減少が見込まれ、引き続き、大変厳しい状況にあります。

そのような中でも、行政サービスの縮小が更なる人口減少を招くことのないよ

う、市民の皆様を大切にすることを第一に考え、職員と議論を重ねながら、子育て支援や子供の育成、にぎわいや雇用の創出のほか、安心・安全・快適に暮らせるまちづくりのために必要な事業を厳選し、内容の精査も重ねてまいりました。

また、昨年は3定で補正した除雪費も当初予算に計上した上で、できる限り、歳出の圧縮に努めたところではありますが、結果として、約20億1千万円の財源不足が生じたため、過疎債ソフト分の充当や財政調整基金の取崩しにより、収支均衡予算を編成したところでもあります。

続いて、平成30年度における主要な事業について、人口減少に歯止めをかける視点で、小樽の持続的な発展を図るための施策を取りまとめた「小樽市総合戦略」の4つのプロジェクトの目標に対応する事業及びその他の主要な事業について申し上げます。

一つ目は、交通・住環境・雇用・レジャーなどバランスの良い「あずましい暮らし」を実現することで、定住や移住を促すための取組です。

まず、市民の皆様が最も期待を寄せられている除排雪について、これまでも除雪の拠点増設や出動基準の見直し、ガタガタ路面の解消などの改善を図ってまいりましたが、来期、塩谷4丁目に市民のための新たな雪堆積場を開設するための整備を行います。

次に、安全・安心で利便性の高い住環境づくりにつきましては、既存の街路防犯灯をLED化する場合の助成について、平成30年度から3か年の予定で、ナトリウム灯や無電極灯をLED灯に改良する場合に9割の助成を行います。

また、市営若竹住宅3号棟の建替を今年度で完成させるほか、利便性の高いまちなかにおいて、既存の民間共同住宅を市が借上げ、子育て世帯向けに市営住宅として供給する「既存借上公営住宅事業」について、新たな借上げを行い、子育て世帯の住環境の充実を図ってまいります。

空き家対策につきましては、周辺に被害を与える恐れがある空き家のうち、危険度・緊急度が高い「不良住宅」の除却に対する助成を開始するとともに、活用に向けた取組として、空き家・空き店舗の活用に関する講座や、空き家所有者の意識調査を実施します。

交通に関する取組としましては、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を目的として、地域公共交通網形成計画を策定するほか、ＪＲの南小樽駅と小樽築港駅におけるバリアフリー化のための施設整備に補助を行い、公共交通の行き届いた、利便性の高いまちを目指してまいります。

このほか、多くの市民や観光客の皆様にご利用される市の施設において、特に高齢者や子供達にも優しい施設づくりを目的とし、トイレを利用する際の利便性の向上を図るため、和式トイレの洋式化などの計画的な改修に昨年から取り組んでおりますが、株式会社ニトリ様をはじめとした多くの皆様からの寄附金も活用し、一部計画を前倒しして、平成３０年度は、市民会館や総合福祉センター、観光物産プラザ、色内ふ頭公園などの公園、文学館・美術館などのトイレ改修を行ってまいります。

二つ目は、小樽で生まれ・暮らし・教育を受けることで地元定着を実現する「樽っ子プライド育成」の取組です。

まず、子育て世代の負担軽減策として、「こどもの医療費助成」に取り組み、平成２８年８月から、小学生の入院外医療費を助成対象としましたが、本年８月から、新たに課税世帯の小学生以下の入院に係る医療費の自己負担を、初診時一部負担金のみとするよう拡大し、子供の病気やけがに対する不安や負担を更に軽減いたします。

また、安心して出産できる環境づくりとして、小樽協会病院の分娩取扱再開に向けた施設改修などの取組に対する支援を行うとともに、産後の不安や負担を軽減できるよう、日帰りで母体のケアや育児指導を行う「産後ケア事業」を新たに実施します。

子育て支援の取組としましては、本年９月から第３子以降の保育料を完全無料化するとともに、認定こども園施設整備に対しての補助や、ひとり親家庭等において一時的に家事援助が必要となった場合にヘルパーを派遣する制度を新たに導入します。

次に、教育環境向上の取組としましては、英語教育の充実に力を入れているところではありますが、小学校への外部講師の派遣を全校に拡大し、子供の英語力と

教員の指導力の向上を図ります。

また、児童生徒の読書週間の定着を図るため、学校図書館司書を増員し、情操教育の向上に資するとともに、学習意欲の向上及び基礎学力の定着を図るための大型テレビを、小学校に続き、新たに中学1年生の普通教室において整備を行います。

そして、子供が生まれ育ったまちについての理解を深めるよう、屋形船に乗り、海から小樽港の歴史などを学ぶ機会を設けるとともに、将来、子供達が社会人・職業人として自立するためのキャリア教育を、小・中学校各1校を指定して実施します。

また、海の楽しさと怖さを知ってもらうとともに、大切な命を守るため、新たに水難事故防止教室を実施いたします。

このほか、安心・快適に学べる環境づくりのため、小・中学校の机・椅子の更新を計画的に行うとともに、幸小学校の耐震補強等工事の実施設計、朝里小学校の体育館の床の改修などを行います。

スポーツを通じて心身の健やかな成長を図る取組としましては、「スポーツ選手交流事業」を市内の小学校を対象として引き続き行うとともに、第30回の記念大会となる運河ロードレースにつきましては、ゲストランナーも招いて大会を盛り上げてまいります。

また、手宮公園競技場への公認陸上競技場として必要な標識タイルの設置や、総合体育館への移動式バスケットゴール台などの施設整備により、スポーツ環境を整えてまいります。

このほか、子供達や全国の鉄道ファンから人気の高い、蒸気機関車「アイアンホース号」の動態展示を今後も続けていくための修繕を行います。

このように、子供を生み育てる環境を充実させていくことで、「ここで子育てしたい」と憧れられるまちを目指すとともに、教育環境を整えて、子供達の意欲やまちへの愛着を高め、将来このまちで活躍できる環境づくりに取り組むことが、人口減少に歯止めをかけていく大きな要素になるものと期待しております。

三つ目は、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用

創出を実現する「にぎわい再生」の取組です。

美しい街並みや豊かな自然環境、このまちに息づく歴史・文化など、本市の多彩で奥深い魅力を活かした観光を軸として、新鮮な農水産物や、強みである加工技術などを結び付けながら、このまちに新たな人の流れとにぎわいを創出して、それに伴ってまちが潤い、更に魅力が高まって、人口減少に歯止めがかかっていく好循環を生み出す政策の展開を図っていきたいと考えております。

このため、まず、観光振興に関する取組としましては、アジア諸国や英語圏、国内に向けたプロモーションを展開するほか、ロケツーリズムによるシティプロモーションを推進するため、ロケ地と御当地グルメの祭典「全国ふるさと甲子園」に北海道初の出展を目指します。

また、文化財を総合的に保存・活用するための方針となる「小樽市歴史文化基本構想」を策定するとともに、日本遺産の認定を目指し、関係地域との連携も図りながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、農水産業の振興の取組としましては、小樽の地魚と水産加工品のPRや、「第3回小樽水産加工グランプリ」の開催により、小樽産水産物のブランド化を図るとともに、小樽市漁業協同組合が実施するナマコ種苗生産への補助を行います。

また、小樽産農産物のPRのため、直売施設での販売促進イベントを支援いたします。

本市経済を支える地場企業への支援としましては、海外販路の拡大に向けて、商談会・展示会等への参加費用の補助や、ベトナムでの市場開拓事業を実施するほか、市内食料品製造業者の道外への販路拡大を支援するため、首都圏で開催される大規模展示商談会へ引き続き出展いたします。

また、地域社会において大きな役割を担う中小企業の振興に関する「（仮称）小樽市中小企業振興基本条例」の制定に向けた取組を進めるほか、創業の促進によるまちのにぎわいづくりや経済の活性化を図るため、新規創業にかかる家賃や内外装工事費などへの補助を引き続き実施いたします。

企業誘致の取組としましては、首都圏をはじめとした道外企業の訪問や産業展

への出展により、本市の優位性を積極的にPRするほか、市内中心部での雇用創出を目指し、市外からのIT関連企業等の進出を対象とする補助制度を継続いたします。

また、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の活用を目指し、産業振興施策等との連携の下、地域の企業活動の活性化により雇用創出を目指す協議会を新たに設置し、その運営を支援してまいります。

港湾の振興策としましては、クルーズ客船の誘致活動や受け入れ態勢の強化を引き続き行うとともに、小樽港の物流促進のため、ロシア極東地域及び中国での情報収集や、関東・関西エリアにおけるポートセールスを実施し、新造船で利便性の高まったフェリー新潟航路をはじめとした、国内及び国外航路の利用促進を図ってまいります。

また、本年7月から9月には、美術館の特別展「北海道150年事業スウェーデン芸術祭IN小樽2018」を開催します。スウェーデンから現代アートの芸術家を迎え、市民や子供達が国際的な芸術に触れる機会を創出し、まちの魅力づくりにつなげます。

四つ目は、高齢者や子育て世代が安心して暮らし、生き生きと活動する「あんしん絆再生」の取組です。

まず、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるため、先を見据えた防災対策として、津波災害時に、沿岸部にお住まいの方などに対して迅速に避難情報を伝達するための同報系防災行政無線の整備に向け、本年は実施設計を行うほか、各避難所に備蓄する非常食や救急用品の更新を行います。

また、海岸線において、要水難救助者が発生した際の救助活動のため、救助用ボート等を整備するとともに、消防署銭函支署に配置している救急自動車を、高規格救急車へ更新配備いたします。

このほか、地域における防災体制の強化を図るため、消防団の小型消防ポンプを更新いたします。

次に、市民の皆様の健康づくりにおきましては、自己検査キットによる子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染検査や、胃がん検診における胃内

視鏡検査を新たに実施するほか、後期高齢者について、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病に対する予防のための無料歯科健診を引き続き実施いたします。

最後に、その他の主な事業についてですが、先の定例会で方向性をお示ししました、新市民プールと総合体育館の複合施設につきましては、整備の具体化に向けて、施設規模や機能などについての基本方針の策定に取り組んでまいります。

港湾に関しましては、老朽化した北防波堤や第3号ふ頭岸壁の改良、大型客船の寄港に対応するための第3号ふ頭の泊地しゅんせつを引き続き行うとともに、色内ふ頭の老朽化対策工事に向けた地質調査と基本設計及び実施設計などを行います。

また、老朽化により使用が困難になった既存の上屋に代えて、中央ふ頭5番岸壁の背後地に新たな上屋を建設するほか、コンテナ航路の効率的な荷役に不可欠なガントリークレーンの延命化対策のため、詳細点検と維持管理計画の作成を行います。

更に、老朽化が著しい現ひき船の後継船を、新造船で導入いたします。

町内会等の市民団体が行う資源回収への支援につきましては、回収量の増加した団体に対して奨励金の加算を行うことにより、資源回収量の増加を図ってまいります。

生活基盤に関しましては、安全・円滑な交通を確保するため、道路改良や橋りょうの修繕などを計画的に行うほか、北海道横断自動車道余市・小樽間の開通に伴う交通増加に対応すべく、周辺道路の整備を行います。

また、公園に関しましては、老朽化した施設の更新やバリアフリー化を計画的に進め、利用者の安全・安心を確保していくとともに、より市民ニーズを取り入れた公園となるよう、地域の声を聞きながら、公園の魅力づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールである「小樽市自治基本条例」の見直し要否に関する市民の意識・意向を探るためのフォーラムを開催するほか、将来にわたって公共施設の適正な維持管理を行うため、施設の集約化や複合化などの再編素案を作成していきます。

そして、市が直面する多くの課題を乗り越え、市民の皆様が未来に希望を持ってこのまちで暮らせるよう、ビジョンを描いていくため、現在、小樽商科大学との人口対策の共同研究や、総合計画の平成30年度中の策定に向けて取り組んでいるほか、都市計画マスタープランの見直しのため、調査・検討及び全体構想の素案の策定をいたします。

これらを通して、この素晴らしいまちが、4年後の市政施行100年という大きな節目を越えて、次の100年に向けて更なる発展を遂げられるよう、多くの人から「住むなら小樽」と憧れられるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

現下の厳しい財政の立直しに積極的に取り組むとともに、市民の皆様が住むことに誇りを感じ、訪れる多くの人達を魅了するまちづくりを、市民、議会、市が一丸となって推し進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお力添えと御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成30年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成30年度一般会計予算の主なものについて、前年度と比較して説明申し上げます

まず、歳入についてであります。市税につきましては、固定資産税、たばこ税及び都市計画税などで減収が見込まれるものの、市民税などで増収が見込まれることから、0.2パーセント、3,260万円増の132億2,070万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、1.6パーセント、2億7,600万円減の173億4,600万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、3.2パーセント、7,600万円増の24億2,900万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、人件費が2.7パーセントの増、扶助費が生活保護費の減などにより0.6パーセントの減、公債費が5.2パーセントの減となったことから、合計で0.4パーセントの減となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.9ポイント下回る57.2パーセントとなりました。

行政経費につきましては、市長及び市議会議員選挙準備費やPCB安定器調査関係経費を計上したほか、ふるさと納税の寄附件数の増加に伴うふるさと納税関係経費の増などにより1.4パーセントの増、建設事業費につきましては、山の手小学校の建設事業が終了することなどにより、36.6パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、「いなほ幼稚園」の園舎建替えに対して助成を行う「民間保育施設等整備支援事業費補助金」を計上したほか、小樽協会病院の分娩取扱再開に対する財政支援や北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増などにより、5パーセントの増、維持補修費につきましては、平成29年度の当初予算において、一部計上を留保した除雪費を全額計上しておりますので、除雪費の補正額を加えた前年度予算と比較いたしますと、1.7パーセントの増となりました。

繰出金につきましては、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、住宅事業、産業廃棄物処分事業、下水道事業及び簡易水道事業分が減となりましたが、港湾整備事業、青果物卸売市場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業及び水道事業分で増となったことから、総額で0.8パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの国保財政の都道府県単位化に伴い、予算規模の縮小と科目の変更がありました。

歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が2.8パーセント減の110億4,665万円となるほか、北海道に対する納付金の総額を30億274万円計上しました。

歳入では、都道府県単位化に伴い、道支出金を１１２億７，５３４万円と見込んだほか、保険料の総額は１３．２パーセント減の１９億４，４７０万円と見込み、予算規模としては、１８．８パーセント減の１４４億８６８万円となりました。

住宅事業におきましては、「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、引き続き若竹住宅３号棟の本体工事を行うとともに、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、３年に１度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は介護報酬改定などにより１．４パーセント増の１３５億８，５８４万円、介護予防推進のための地域支援事業費は４．１パーセント減の７億１，７６９万円となりました。

また、保険料は１．８パーセント増の２８億４，４７０万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料１４億１，２５２万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金５億３，０１６万円及び事務費６，０５５万円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ３，９８８万円の増となっております。これは主に、被保険者数の増加等による公費負担金の増やシステム機器の更改等に伴う事務費の増によるためであります。

病院事業につきましては、総務省の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき昨年３月に策定した「新小樽市立病院改革プラン」に沿って、経営改革に総合的に取り組んでおり、平成２９年度の決算見込においては、診療収入が予算額を上回っている状況にある等、一定の成果が現れてきているところであります。

平成３０年度予算においても、引き続き経営改革を推進し、改革プランの収支目標を達成することを目指しており、病院事業管理者の下、職員一丸となって、健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管や送水管、浄水場などの更新や耐震化を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成３０年度末においても、引き続き、資金余剰となる見込みであり、今後とも

給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、汚水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成30年度末においても、引き続き、資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、高速道路関連工事に伴う土砂やがれき類の搬入量が大幅に減ることから、収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出においては、埋立計画策定業務等、委託料の減などが見込まれることから、平成30年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

簡易水道事業につきましては、昨年3月に策定した経営戦略に基づき、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き効率的な事業運営に努めてまいります。なお、資金収支では平成30年度末において過不足は生じない見込みとなっております。

以上の結果、平成30年度の財政規模は、一般会計では559億1,355万2,000円、特別会計合計では346億4,211万4,000円、企業会計合計では245億2,475万3,000円、全会計合計では1,150億8,041万9,000円となり、除雪費の補正額を加えた前年度予算と比較いたしますと、一般会計では1.2パーセントの減となり、特別会計は4.5パーセントの減、企業会計は0.6パーセントの減となり、全会計では2.1パーセントの減となりました。

次に、議案第15号から議案第20号までの平成29年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、決算見込みの精査により、「石狩湾新港管理組合負担金」、「幼稚園就園奨励費補助金」や職員給与費などを減額したほか、港湾整備事業、国民健康保険事業、介護保険事業及び産業廃棄物処分事業への繰出金について、所要の補正を計上いたしました。

また、ふるさと応援基金を活用した、総合案内標識等を整備する「歩行者用案内標識整備事業費」につきましては、年度内に発注できない見込みとなったことから、全額を繰越明許費として計上いたしました。

歳入では、土地売払収入や減収補填債を計上するほか、市税や普通交付税などの増額、財政調整基金繰入金や臨時財政対策債を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに１億８，９４６万円８，０００円の減となり、財政規模は、５７３億５，５３１万６，０００円となりました。

次に、議案第１６号から議案第２０号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、港町分譲地の売払いによる財産収入の増額、国民健康保険事業及び介護保険事業につきましては、決算見込みの精査により保険給付費や職員給与費を減額、産業廃棄物処分事業につきましては、廃棄物処分手数料を減額するなど、所要の補正を計上しました。

また、病院事業につきましては、入院収益や材料費の増額など、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第２１号から議案第３９号までについて説明申し上げます。

議案第２１号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用範囲及び市の機関における特定個人情報の提供について定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第２２号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合

を据え置くこととするものであります。

議案第23号 債権管理条例案につきましては、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、当該事務の適正化及び効率化を図るものであります。

議案第24号 手話言語条例案につきましては、市民に手話が言語であるとの理解を広げ、ろう者や手話を必要とする人が、あらゆる場面で手話を使いやすい環境を整備することで、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指すものであります。

議案第25号 障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例案につきましては、障がいのある人が、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段により情報を取得し、その手段を利用できる機会を確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指すものであります。

議案第26号 さくら学園条例及びこども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正により国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わることに伴い、保険料の賦課に関する規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、市の質問検査権の対象範囲を変更するとともに、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービス及び共生型地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を規定するとともに、リンク方式に変更するものであり

ます。

議案第 30 号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第 31 号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものであります。

議案第 32 号 後期高齢者医療に関する条例及び重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市が保険料を徴収すべき後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者医療費助成の対象者を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号 都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に占める運動施設の敷地面積の割合を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 34 号 建築基準法施行条例等の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域の規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 35 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 36 号 消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査等の手数料を改定するものであります。

議案第 37 号 工事請負契約につきましては、（仮称）中央 5 号上屋新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第 38 号 市道路線の認定につきましては、スプリングス星野 1 号幹線及

びスプリングス星野2号幹線を認定するものであります。

議案第39号 職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるものであります。

議案第40号 特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、私の平成30年4月分の給料月額を50%減額するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。